

平成 2 5 年第 2 回上里町議会定例会会議録第 2 号

平成 2 5 年 3 月 6 日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第 3 号)障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第 4 号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 5 号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 6 号)上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 (町長提出議案第 7 号)上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 (町長提出議案第 8 号)上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 (町長提出議案第 9 号)上里町公共用地及び施設取得基金の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 (町長提出議案第 10 号)上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 (町長提出議案第 11 号)上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 (町長提出議案第 12 号)上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第 13 号)上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 (町長提出議案第 14 号)上里町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 (町長提出議案第 15 号)上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第 16 号)上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例について

日程第 2 0 (町長提出議案第 17 号) 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について

日程第 2 1 (町長提出議案第 18 号) 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例について

日程第 2 2 (町長提出議案第 19 号) 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例について

日程第 2 3 (町長提出議案第 20 号) 上里町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例について

日程第 2 4 (町長提出議案第 21 号) 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例について

日程第 2 5 (町長提出議案第 22 号) 上里町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例について

日程第 2 6 (町長提出議案第 23 号) 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例について

日程第 2 7 (町長提出議案第 24 号) 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について

日程第 2 8 (町長提出議案第 25 号) 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

日程第 2 9 (町長提出議案第 26 号) 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程第 3 0 (町長提出議案第 27 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 3 1 (町長提出議案第 28 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 3 2 (町長提出議案第 29 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 3 3 (町長提出議案第 30 号) 上里町道路線の廃止について

日程第 3 4 (町長提出議案第 31 号) 上里町道路線の認定について

日程第 3 5 (町長提出議案第 32 号) 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 3 6 (町長提出議案第 33 号) 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団

体の数の増加及び同組合の規約変更について

出席議員（１３人）

１番	植原育雄君	２番	山下博一君
３番	植井敏夫君	４番	高橋正行君
５番	納谷克俊君	６番	中島美晴君
７番	荒井肇君	８番	新井實君
９番	小暮敏美君	１０番	沓澤幸子君
１１番	高橋仁君	１２番	伊藤裕君
１３番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民環境課長	須田孝史君	福祉こども課長	飯島雅利君
健康保険課長	関口静君	まち整備課長	坂本浩之君
下水道課長	間々田義彦君	水道課長	間々田勤君
老人福祉センター所長	関根健次君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主査	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前 9 時 5 分開議

○議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 6 町長提出議案第 3 号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する
条例について

○議長（高橋正行君） 日程第 6、町長提出議案第 3 号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第 3 号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について。

御提案申し上げました議案第 3 号について、障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたく本案を御提案申し上げるものでございます。

障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、障害者自立支援法を引用している関係条例中の題名、引用条例を改める必要が生じたことにより、本条例により関係条例を改正いたしたく本案を提案するものでございます。

次に、条文の内容について御説明を申し上げます。

第 1 条については、上里町議会のその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと法律の題名を改めるものでございます。

第 2 条は、障害者自立支援法からの引用条項の項ずれを改めるもので、上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の 2 号中「第 5 条第12項」を「第 5 条第 11 項」に改めるものでございます。

第 3 条につきましては、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の別表中「障害程度区分認定審査会委員」を「障害支援区分判定審査会委員」と委員の名

称を改めるものでございます。

第4条については、上里町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律の題名を改めるものでございます。

第5条につきましては、上里町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正するもので、題名を「上里町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」に改め、第1条中「上里町障害程度区分認定審査会」を「上里町障害支援区分認定審査会」に委員会の名称を改めるものでございます。

附則につきましては、この条例中第1条、第4条の規定は、平成25年4月1日からで、第2条、第3条及び第5条の規定は平成26年4月1日とするものでございます。

以上で、障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤幸子です。

2点伺いをいたします。

今回の障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、題名であるとか名称、いわゆる文言の改正ということで、内容的な変更はないものというふうに思いますけれども、障害者自立支援法の一部改正に伴って大きく変化する内容について、1点伺いたいというふうに思います。

それと、施行期日が1年間のずれが生じているわけですが、それはなぜなのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 飯島雅利君発言〕

○福祉こども課長（飯島雅利君） それでは、障害者自立支援法の改正の内容を御説明申し上げます。

まず、概要ですが、まず題名の変更があります。「障害者自立支援法」を「障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」というふうな名称の変更です。それから、基本

理念が新たに設けられました。それから、障害者の範囲ということで、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等というのが加わりました。それから、障害者に対する支援で、共同生活介護、ケアホームですけれども、共同生活援助への一元化というものが主な改正内容となっております。

それから、施行期日の違いですけれども、これはもとの法律がそのような施行になっておりまして、難病等につきましては4月1日の施行なのですが、障害程度区分につきましては26年4月1日ということで、障害の施策を段階的に講ずるため、こういった措置が設けられたものと思われます。

以上です。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 御説明ありがとうございます。

難病等が加わったことによる上里町における影響は、どれくらいあるんでしょうか。

○議長（高橋正行君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 飯島雅利君発言〕

○福祉こども課長（飯島雅利君） 特に大きな変化はないと思われます。従来サービスについては、若干わかりづらい面ではあるんですけれども、障害者におけるサービスと同様なサービスが難病の方も受けられるということで、特に大きな変化はないと思われます。

○議長（高橋正行君） 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 済みません。聞き方が悪かったのかもしれないんですけれども、上里町に難病というふうに指定されている方はどのくらいおられるんでしょうか。

○議長（高橋正行君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 飯島雅利君発言〕

○福祉こども課長（飯島雅利君） 今、手元に資料がございませんので、済みません、それは後でお答えします。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第7、町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、本年3月31日をもって上里町環境衛生推進委員を廃止することに伴い、条例の別表に掲げた特別職の中から環境衛生推進委員の項を削除するため、本案を提出するものでございます。

環境衛生推進委員の職務につきましては、時流とともに生活環境が変化したことなどから、現在では限られた業務となっており、その職務内容等を踏まえて検討してまいりましたが、今年度をもって環境衛生推進委員を廃止することとし、本条例の別表に掲げた特別職の中から環境衛生推進委員の項を削除するものでございます。

以上で、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

○議長（高橋正行君） 8番、新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） 先ほど副町長から、上里町環境衛生推進委員が一応廃止になるということで伺いまして、私も区長をした関係で、環境衛生委員の職務が非常に少なくなってきたということは、私が区長をした段階でも、これはもうそろそろいろいろ考えてもらわなくちゃならないかなと思って、五、六年前の話なんですけれども、そういうふうに思っていました。

そういう中で、今回、町の環境衛生推進委員の職そのものが廃止となる中で、今後、環境衛生委員の職務ですか、残された、まだ環境衛生委員としてやるべき、少々の職務内容が残っておると思うんですけれども、それについての引き継ぎは、行政区のほうで区長さんないしは、他の方がやると思うんですけれども、その辺の、今度廃止になった場合の職務分担をどのようにしていくのか、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 既に皆さんも御存じのとおり、先ほど副町長がお話を申し上げましたところに、時流とともに生活環境が変わってきた。特に近年、生活環境が大きく変わりまして、昔は家庭内での消毒等が大きな目的でございました。ところが、最近、生活環境が変わりまして、もう住宅等に消毒ができなくなっている、そういうこともございます。

それとあと、大きな1つ、環境衛生委員さんが取り組んできたことは、野鼠退治ということで、ネズミ取りの薬を配布しておったと、そういうことでございますけれども、近年、それらの問題につきましても非常に大きく変わってきたということで、環境委員さんの果たす役割、そういうものが非常に少なくなってきた。今は、各地区でごみの対処等に当たっている環境委員さんもおるわけでございますけれども、ほとんどのところは区長さんが先頭になってやっていただいております。

そういう中で、環境委員さんの皆さんとも相談をさせていただきました。区長の皆さんとも相談をさせていただいた結果、時流でございます時代に沿わない環境委員さんはそれほど必要ないだろう、そういうことで決定をさせていただいたわけでございますけれども、これからは区長さんに負担がそれほどかかるとは思いませんけれども、区長さんにその辺のところはお願いをして、やっていただければ、それでいいのではないかな、そんなふうに考えておるところでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 町長提出議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第10 町長提出議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第8、町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第9、町長提出議案第6号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第10、町長提出議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。なお、議案第5号から議案第7号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 5 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町長、副町長及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例措置を継続したく本案を提出するものでございます。

円高や海外経済の減速による景気の下振れリスク等によって、我が国も大変厳しい経済情勢にございます。市町村においても、その影響が町税の減収となってあらわれております。

こうした厳しい財政状況を踏まえ、改めて効率的な行財政運営を図るため、行政改革推進の継続が求められます。

平成17年度から特例条例によって行ってまいりました町長及び副町長の給与を20%、教育長の給与を15%それぞれ削減することによって、その期間をさらに1年延長するものでございます。

概要でございますけれども、第1条では、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

慎重御審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 6 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について。

議案第 6 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町議会の議員の費用弁償等及び上里町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償等に関する特例措置を継続したく、本案を提出するものでございます。

先ほど、町長、副町長及び教育長の給与削減で申し上げましたとおり、市町村においても大

変厳しい財政状況にございます。行政改革推進のため、平成18年度から実施しております議員及び非常勤特別職の費用弁償の支給停止について、さらに1年を延長するものでございます。

改正概要でございますけれども、第1条では、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。

第2条では、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第7号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、厳しい行財政環境を勘案し、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町一般職職員等の旅費の特例措置を継続したく本案を提出するものでございます。

議案第5号、第6号で申し上げましたとおり、一般職等職員が出張した際の旅費のうち日当についての支給停止をさらに1年延長するものでございます。

議案第5号、第6号につきましては、行政改革等の趣旨でございます。

改正概要でございますけれども、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の附則第3項で規定しております失効期限については、「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

それでは、質問させていただきます。

議案第5号でありますけれども、もう平成17年から毎年毎年1年ごと、このような形で継続してきていると思うんですけれども、日本の経済状況は依然として厳しくて、まだまだ厳しさは続いていくであろうというふうに予想できるわけでありますけれども、このような形で今後も1年ずつの継続でいくお考えなのかどうか。

町長、副町長につきましては20%の給与の削減、教育長におきましては15%の削減ということで、もう大変大きな金額がこの間、ですから、平成17年から総額でいきますと相当額の削減をしてきていると思いますけれども、このような形でいくのか、思い切って給与をきちんと引き下げということを示していくときじゃないのかなというふうにも思いますので、お尋ねしたいというふうに思います。それが1点です。

次、議案第6号につきましては、この間、さまざまな会議等の数の変更なども行っていると思いますので、この費用弁償の特例を継続することによって年間どのぐらいの削減になるのか、おおよその試算があると思いますので、お願いしたいというふうに思います。

次、議案第7号につきましても、今、本当にいろんな資料がインターネット上でできるようになっていて、出張というのも減ってきているんじゃないかなというふうに思いますけれども、日当についての支給停止を行うことによって年間どのぐらいの削減を見込んでいるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

○副町長（高野正道君） 議案第5号の町長、副町長、教育長の削減の関係でございますけれども、毎年、特例条例という形をお願いしていたところでございますけれども、今後の考え方についてということだと思います。

平成17年から、この特例条例によりまして20%、15%という形で削減をしてまいりました。当時、大変日本の、今もそうでございますけれども、行政、厳しい状況でございます、町としてもいろんな行政改革をするということで進めてまいりました。そういうときに、町の姿勢として、町長をはじめとして3役は、町民の方からいろんな行政改革で負担をお願いするということで、そういうことをお願いする立場で、町の3役は行革を一生懸命やると、協力をしていただくと、そういう決意のもとに一つの方向性という形でお願いしてまいりました。そういうことで、行政改革の大綱についても現在第4次ということで、多大な行政改革についても成

果がございまして、その行革を行った部分で、現在取り組んでおります町の耐震関係の校舎の予算ですとか、そういうほうへ振り向けたというふうな形で進めているところでございます。

今後の予定でございますけれども、今回、特例条例ということで1年お願いするものでございますので、その後については、またよく町長等含めまして相談をいたしまして、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

○総務課長（戸矢隆光君） 古い資料で申し訳ございませんけれども、21年度における試算でございますけれども、旅費が326万7,000円でございます。また、特別職の関係でございますけれども、費用弁償等につきましては415万4,000円でございます。

以上です。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

○5番（納谷克俊君） 沓澤議員の質問の関連になってくるかと思うんですけれども、5号に対してなんですが、こういう形で町長、副町長が20%、教育長が15%ということで、平成18年度から行っているということですが、そろそろですね、基本的に給料をいじるという形をとったほうが、何か透明感があるような気がするんですね。恐らく、20%削減というのはすごく大きく見えるかもしれませんが、じゃあ退職金まで入れたらどうなのかというところで、それは恐らく、お金の出どころは違うかもしれませんが、満額の77万円からの計算で出ているんじゃないかと思うんですね。そうしますと、20%というと、最終的に3役の方は、任期4年間で退職金まで含めて手にするお金が20%、15%減っているわけではないと思うんですね。だから、その辺も含めて20%、例えば10%の削減で、基本的に給与をいじってくるだとかということをししないと、若干不透明感があるかなという気がするんですが、私の認識違いだったら申し訳ないんですけれども、その辺を含めて、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど副町長がお話し申し上げたとおりでございますけれども、平成17年頃ですね、本当に財政的に厳しい時代を迎えたわけでございます。17年を行政改革元年と位置付けまして、5年間で10億円を削減しようと、そういった目的の中でやったわけでございまして、まずそれには町長、副町長、率先してやはり給与減額をして、そして皆さんに痛みを分かち合っていたらこうと、そういうことで削減を始めたわけでございます。

納谷議員のおっしゃるとおりでございます。今回は１年だけやらせていただきまして、次からは条例改正をした中で、１割削減するか、２割削減するか、その辺のところもきちんとやっていたら、そういうふうには思っておるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第５号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第６号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第７号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 町長提出議案第 8 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第11、町長提出議案第 8 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第 8 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 8 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由ですが、時間外勤務手当について、労働基準法第37条の趣旨に基づいた計算方法とするため、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

今回の改正の概要でございますけれども、時間外勤務手当につきましては、1 時間当たりの支給額の計算方法の修正を行うものでございます。

現在の条文は、国に準拠した計算方法となっておりますが、市町村職員をはじめとする地方公務員は、国家公務員と同じである必要がなく、労働基準法に基づきまして、祝日や年末年始を労働日から除外して計算する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

条文の概要でございます。

第15条では、次のように条文を改めます。「勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の日数に同条第 2 項に規定する 1 日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたものを除して得た額とする。」とございます。

計算方法を申し上げますと、改正前では、給料月額に12を掛けたものを 1 週間の勤務時間の 38.75時間に52週を掛けたものの2.015時間で割った数字を勤務 1 時間当たりの給与額として使用していたものでございます。

改正後では、1 年間の勤務日数において、祝日を除いて計算することになりますので、いわゆる割る数字で分母が小さくなるため、求める勤務 1 時間当たりの給与額が増加することとなりますが、引き続き効率的な事務運営に努め、時間外勤務の削減に努めてまいります。

また、この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行するものでございます。

今回の時間外の勤務の計算方法の改正によりまして、概ね6.9%の増ということで見込んで
いるところでございます。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案及
び内容説明といたします。

慎重に御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

何点か質問させていただきます。

今回の提案ですと、国の法律に準じてやってきた計算方法を、労働基準法37条の趣旨に基づ
いて行う計算方法に改めるという内容であるというふうに思いますけれども、若干説明が聞き
漏れてしまいまして、計算の仕方をもう少しわかりやすくお願いしたいのが1点であります。

それと、分母が変わってくるということで、休日であるとか年末年始というのは、1年ごと、
カレンダーによって変更が生じてくるわけありますので、毎年それを計算して行ってくる計
算方法になるというふうに理解していいのかどうか。

それと、全体では6.9%の増を見込んでいるということでもありますけれども、直近では職員
の皆さんの時間外勤務状況はどのようになっている、もう決算で出ている直近といえば23年度
になるわけですが、23年度にした場合、どのぐらいの増額、金額的な増額となるのか、
御説明願えればありがたいと思います。

○議長（高橋正行君） 総務課長。

〔 総務課長 戸矢隆光君発言 〕

○総務課長（戸矢隆光君） 御説明申し上げます。

従来の時間外の計算に、今回の計算は、1年間の祝日、また年末年始の休日を引いたものと
いうことで、分母が多くなるということでございます。

また、毎年、休日は、25年度が17日間除外するということになりますけれども、また、26年
度については祝日等が日数が違ってきますので、まだ計算してございませんけれども、若干違
う数字になると思います。

済みません、失礼しました。分母は小さくなるわけでございます。1の私のあれで、分母が
大きくなると言いましたけれども、分母が小さくなるわけでございます。

それと、23年度の計算が出ているわけだというような話がございすけれども、それについては持ち合わせがございせんので、後で提出したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第9号 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第12、町長提出議案第9号 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第9号 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例について。

御提案を申し上げました議案第9号 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

提案理由でございすが、公共施設の老朽化の進展や耐震化などに対応した改修工事や施設の建て替え工事などの財政負担の増加が見込まれることから、財源を円滑に確保するため所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございす。

それでは、一部改正の概要を御説明申し上げます。

上里町公共用地及び施設取得基金条例は、公共施設用地の円滑な確保を図るため必要な財源を確保するため、昭和47年に制定されたものでございす。

これまでに開発行為による寄付金を主な財源とし、基金への積み立てを行い、公共施設整備に必要とされる用地取得の費用に充てたところでございます。

さらに、上里ゴルフ場の移管を受け、将来の用地取得に要する費用を確保するためゴルフ場貸付収入を基金に積み立てるなどによって、平成23年度決算における基金残高は2億1,283万3,000円となっております。

さて、本町の公共施設は、昭和50年代に主な公共施設が整備されました。建築後30年以上経過し、修繕等の大規模な改修工事が必要となっており、さらには、建て替えを含めた施設更新が必要となっております。これらに要する費用も相当な金額を要するものと想定をされ、大きな財政負担となることが見込まれることから、このため施設更新や修繕等に要する財源の確保が緊潔な課題となっております。

つきましては、これらの費用を確保するために基金の活用との提言を受け、現行の基金を活用するべく検討を行いまして、公共用地及び施設取得基金に新たに修繕を含む施設整備を加え、設置目的を拡充することで対応するものでございます。

続いて、改正点について、条文を中心に御説明を申し上げます。

初めに、題名についてでございますが、第1条で設置目的を改めることから、条例の題名を「上里町公共施設等用地取得及び施設整備基金」に改めます。

次に、第1条の設置目的については、従来の「公共用地及び施設の取得」から「公共用又は公共に供する施設の用地取得と修繕を含む施設整備に要する財源を充てるもの」と改め、基金の名称も題名で申し上げたように改めるものでございます。

なお、この改正により、施設の取得については、実状を踏まえ削除することとしております。

次に、第6条の委任規定を第7条といたしまして、新たに第6条、処分についての規定を追加するものでございます。

第6条は、基金を処分できる場合の規定として、第1条の設置目的の財源として使用する場合において、基金を処分できるものとしております。

公共用地の取得や施設整備を行う場合のこの基金を財源とする場合には、処分することができるようになります。

次に、附則ですが、附則では条例の施行期日を定めており、公布の日から施行するものでございます。

なお、平成24年度上里町一般会計補正予算、3月補正予算におきまして、改正後基金への積み立てを行うため予算を計上しておりますことから、年度内の公布を予定しているところでございます。

以上で、上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明と

させていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） 10番の沓澤であります。

今回の提案は、要するに、今まであった上里町公共用地及び施設取得基金条例の名称を変更して、内容的には、用地取得だけではなくて、施設の改修等にも使える基金に広げていこうという内容であるかというふうに思います。このことは非常に、提案理由を聞きますと、確かに上里町の施設は大変老朽化しているものも多くて、改修も検討していかなければいけないものもたくさんあるというふうに思いますけれども、こうすることで基金を拡充していくということは、日々の一般財源の中でも財政的に非常に厳しいということで、町民の皆さんに我慢をお願いしたり、負担をお願いしたりしている部分が非常に大きいというふうに思います。そういう中でこの条例を提案してくるということは、ますますお金の使い道が、どこかを切り詰めて積んでいくという、そういう方向にいくのではないかなということを危惧するわけです。

それで、この条例の提案をするに当たって、当面どのぐらいの施設の改修費を想定しているのか、期限的にはどのような期限においてどのぐらいの額の基金を積んでいこうという、そういう計画的なものはあるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

○副町長（高野正道君） 今回御提案申し上げた案件につきましては、新たに修繕を含む施設整備を加えて設置目的としたという提案でございます。基金を設けることによって、当然限られた財源でございますから、そのうちの住民サービス等がこちらの基金のほうに回ってしまうのではないかと御質問だと思いますけれども、基本的には公共施設につきましては、先ほど申し上げたとおり、大変町の中でも古いものが多いわけでございます。

そういう中で、その施設を耐震化ですとか、また、修繕をしていかなければならないということでございます。それを毎年毎年、そのときの情勢に応じて進めていくということは今、非常に難しいわけでございます。場内の公共施設の見直しの意見交換会の中でも、トータルでございますけれども、これについては概算ということですが、これから約40年間、延べ280億円、これは町の公共施設ということですから、公民館ですとか、保育園ですとか、学校

関係ですとか、全て含めてですけれども、そのくらいの費用がかかるというものでございます。

そういう意味で、当然、公共施設のあり方についても、今回、人権政策の見直しによりまして、集会所、隣保館等については一定の方向が出たわけでございますけれども、これから公民館をどうするのかとか、また、それを建て替えるのか、維持していくのかということになりますと、莫大な費用がかかってくるわけでございます。そういうことで、こういった修繕を含むものまで含めまして、これから年次計画の中で、少しずつ基金を入れまして、その中で計画的に修繕等をしていきたいというふうに考えているところでございます。

町の現状の中で、この議会の中でもいろいろ議論はされておりますけれども、限られた予算があります。当然、その中には福祉予算、建設予算、教育予算ありますけれども、その中で、特に少子高齢化の中で医療費等々がこれから非常に大きく伸びております。となりますと、財源的にはそちらのほうへどうしてもシフトしていくということは当然でございますけれども、そうなりますと、公共施設の維持管理が非常に難しくなってくるところでございますので、少しでもそういう修繕等の基金も計画的に積み立てて対応していきたい、そういう趣旨で今回、条例の一部改正をお願いするものでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○10番（沓澤幸子君） 説明的には納得できる部分あるんです。計画的に修繕していかなきゃいけないということもわかります。しかしながら、限られた財源の中で何を大事にしているかっていうふうに思ったときに、少子高齢化で、これからどんどん福祉にもお金がかかるからといって、そういう子育て、高齢者支援基金というふうには積まないわけですね。じゃあ、こういうふうに基金を積んでいくと、どこが我慢を強いられるかというと、結局、住民の要望を抑えて、必要な基金を積んでいこうというふうに走ってしまうんじゃないかなっていうふうなことを考えるわけです。

40年間で280億円と、これは概算ということでありましてけれども、40年間ね、財政の見通しが無いから我慢ですよ、我慢ですよ。町民の要望はかなり、継続してやっていける見通しが立たないからということで、町は我慢をと言うんでしょうか。一般質問で取り上げましても、なかなか実現していただけないという、そういうことが続いてきているというふうに思います。

日々の一般会計の中で、何を優先するかということを考えられないじゃないですか。基金に積んでしまうと、それにしか、財源に充てる場合に限り処分することができるというふうになっていますから。であれば、財政調整基金というのは何のためにも使える、そういう基金があるわけですから、余り一つのことに偏った基金の枠を広げていくという考え方はどうなのかと

いうふうに思うんですけれども、その点について町長のお考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） これは、沓澤議員ね、給食センターでもそういう形の中で基金を積み立てようと、そういうことでやられておるのは、沓澤議員もよく御存じかと思います。これは、やはり優先順位を決めて、福祉、教育、医療、そういうものにはどうしてもお金がかかるわけでございますから、それを削ってまでそこへ基金を積み立てようと、そういうことではないわけでございます。ですから、そういった部分でも少しは御理解をいただいて、これはどうしてもですね、公共施設につきましては非常に住民の要望でもあるわけでございます。

耐震補強整備などもしなくてははいけない。耐震診断をすれば、当然ここにかかってくるのはお金でございます。そういった部分では、どうしてもですね。公民館だってやっていかなきゃならない。これは、先ほども申し上げましたけれども、どうしてもかかる費用を削ってまで基金を積み立てようと、そういった部分ではないわけでございますけれども、ぜひ今後、そういった修繕等が見込まれるわけでございますので、一度にそれを出すということは非常に難しさもあるわけでございますので、少しずつでも積んで、それに対応できるように対応していきたい、そういうふうに思っておるわけでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 私も、町の施設が大変古くなってきているものもあって、公共施設というのは全町民が使っていますし、いざというときには避難所にもなるという意味で、耐震なども急いでやってくださいというふうをお願いしてきているわけでありますので、必要な修繕等が今後計画的に行われるという、そういうことは理解できるんです。

先ほどの40年間の費用の見込みでありますけれども、日本の人口は、上里町もまだわずかでありまして、今後、人口は大幅に減っていくという見通しがされています。公共施設の数も現状のまま維持して、必ず修理して使っていくということではない、いろんな見直しがされていく時期に入っていくのであらうと思います。そうしたときに、目的でしか充てることができないという基金を大幅に積んでいくことは、結果的には豪華な、必要外の改修だとか建設に走る可能性だってあるわけです。そういうことを考えますと、何でも取り崩すことができる財政調整基金であれば、施設の改修にも充てることができるわけですね。

町長は、福祉や教育、その辺を削ってまで積むわけではないというふうにおっしゃいますけれども、子育て世代の方たち、保育料も高くて困る、学校給食費何とかしてほしい、本当に切実な声が寄せられているわけですが、財政的な見通しがないということで、この間ずっと応えてもらえてこなかった。削るということではないけれども、新たな町民の暮らしを助けるための手立てというのは、なかなかの間広げてこれなかったのが上里町の現状であると思いますので、その点について、再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 私でもありますね、いつもおっしゃっておりますけれども、福祉の充実は国民の願いであるし、我々の責務でもあると、そういうことから、それは全く削っているということはないわけでごさいます、財政状況を考えますと、お互いに痛みを分かち合いながらやっていくのが行政であると、そういうふうに認識しておるわけでごさいます。

財政調整基金につきましては、それなりにやはり使うところもあるわけでごさいます。これは、少しぐらいの修繕等につきましては、積んでいかなくてもできる可能性もありますけれども、これから耐震診断なんかやった場合に、やはり2,000万も3,000万もかかる。そういったときに、一度にそういったお金を出せない、そういう部分もごさいますので、計画的に少しずつでも積んでいきましょうというのが、この目的であるわけでごさいますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 10番の日本共産党、沓澤幸子です。

第9号議案 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例について、反対でありますので、討論を行いたいというふうに思います。

老朽化した施設の建て替えや、このほどの大震災を経ての耐震診断等に対応した改修工事や施設の建て替え工事の必要性については理解できるわけであります。また、そうしたことを見通した財政的な準備をすることも、ある程度は必要であるというふうに考えます。しかしながら、そのための基金を積むために住民の要望が後回しになってしまうことは、あってはならないことだと考えます。

今回の一部改正は、「公共用地及び施設取得基金」を「公共施設等用地取得及び施設整備基金」に名前を変えることによって、耐震改修をはじめとする老朽化した施設の整備にもこの基金を拡大していくという内容になっているというふうに思います。計画事業の概算総額が示されましたけれども、これは現在の施設の数が増えないという上に立っての額になっております。

今後、日本の人口は減少傾向にある。その中において、上里町だけが現状の人口を維持するというふうには考えられないところであります。そうした中で、目的外には取り崩すことができない、そうした基金の内容を拡大していくということは、後々、公共施設の数が増減した場合にどのような措置をとっていくのか、大変心配です。

さらに、今回の基金の拡大に当たり、町民が望んでいる要望が継続的に財政的な見通しが立たないということで先送りされている現状がある中で、このことが新たに町民の要望をさらなる先送りにつなげる可能性を招く、そうした心配が大変大きく残りますので、今回のこの基金の内容を大幅に拡大することに対しては反対をしたいというふうに思います。

また、先ほど来の質疑の中でも、町長からさまざまな答弁がされましたけれども、財政調整基金、これでも充てられるわけですので、町長の答弁はどうしてもこの基金でなければやらないという、そういう内容には納得できないなというふうに思います。

さらに、先ほど来、学校給食センターの基金のことも例に示されましたけれども、学校給食センターにおきましては、まだ建設されたばかりの施設でありまして、計画的な本当に細かい備品の耐用年数等も計画した上で必要限度内での基金を積むという、そういう提案が具体的に示された上での提案でありました。

しかしながら、今回は施設の数も明確化されておりませんし、概算という非常に大枠の中で示されている提案でありまして、今後ますます町民の暮らしが厳しくなる現状において、この基金を通すことは町民の暮らしをさらに苦しめるというふうに考えまして、反対とさせていただきます。

○議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

5 番、納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

○ 5 番（納谷克俊君） 5 番、納谷です。

議案第 9 号 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

御提案されました今回の条例についてですけれども、一番大きな問題は、今までの各施設の改修というのが、大変失礼な言い方になってしまいますけれども、ほぼ場当たりの、何か問題

が出たときに対処するという形でいってしまっているのかなと。

昨年の笹子トンネルの天井崩落事故等で、今までわかってはいたけれども、なかなか表立った議論がされてこなかった各公共施設の老朽化対策、これは本当に見直すといえますか、改めて考えるきっかけになったのかなと思っています。

私、以前この基金に関しまして、別途基金を作ったらどうだっという提案させていただきましたが、この基金を、目的を変えることによって、私はこれ、ある意味基金を拡大という解釈よりも、この基金を使える範囲を広げるという形で解釈ができるんじゃないかと思うんですね。

これから、突発的、もし、こういった財政状況が厳しい中で、そろそろ直さなければいけないかなと思いつながら、財政状況が厳しい、もう少し経ってからという中で大きな事故があったからでは私は遅いんだと思います。

公共施設に対して、全体に対しての見直しの検討を行っている。この中で、今後人口が減少していけば、また当然、住民のニーズもそれに比例して少なくなっていくわけですから、解体する施設も出てくるとは思いますけれども、それにしても、今ある老朽化した施設は非常に多いということを考えますと、これからしっかりと、今この基金の条例を改正することによって拡充して、今からできる範囲で。もちろん、それは今すぐ必要な福祉予算を削ってということではないということは、町長もしっかり答弁をされています。

その中で、少しでも目的を持った基金を積み立てていくことによって、計画的に改修を進めていって、それが改修年次におけるといえますか、全体を通しての財政の平準化につながっていくと思います。

もし、先ほど沓澤議員、財調でも対応できるんじゃないかというお話がございましたけれども、財調は財調でまた、町長答弁ありましたとおり、ほかの意味でも使えるわけがございますから、ある程度の目的を持った基金を積み立てることによって財政の平準化を図って、それが逆に、改修が生じた年における住民サービスの低下を防ぐために、私はつながっていくんじゃないのかなというふうに考えるわけでございます。

ちょっと話が、ちょっと論点がまとまらない部分があるんですけども、しっかりと今の段階でこの条例を改正して、なおかつ同時に、公共施設の今後の改修計画等をしっかりと立てていただくということをお願いいたしまして、この議案第9号 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例について、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

2番、山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 私も賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど沓澤議員からも、人口減少社会ということで、上里町も人口減少化が進むでしょうということであります。公共施設については、維持していくためには、やはり計画的な予算なり、基金を積み立てていくということが大変大事だと思います。こういった計画性を持って、少子高齢化に対して設備を維持していくことは大変重要だと思いますので、賛成の討論といたします。

○議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 上里町公共用地及び施設取得基金条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時35分再開

○議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 町長提出議案第10号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第13、町長提出議案第10号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第10号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第10号について、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、条文の文言の修正等を行いたいので、本案を御提案申し上げるものでございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う改正でございます。

「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

「共同生活介護（ケアホーム）」の「共同生活援助（グループホーム）」への一元化が主な概要でございます。

次に、条文の内容について御説明を申し上げます。

第1条につきましては、文言の整理でございますが、「上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則」を「規則」に改めるものでございます。

第2条第1項第2号につきましても、文言の整理で、療育手帳の交付根拠を「県の療育手帳制度」から「埼玉県療育手帳制度要綱」に改め、「同制度」を「同要綱」に改めるものでございます。

第3条第1号イについては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉政策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う改正により、「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

同じく第3条第1号ロ、ニは、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化により「又は共同生活介護」を削除するものでございます。

第3条第2号については、第1号のイと同様に「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。同じく「のぞみの園」については、正式な名称である「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」第11条第1号の規定により、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」に改めるものでございます。

第3条第1項第3号及び第5号中「又は共同生活介護」を、前号と同様の理由で削除するものでございます。

第3条第2項第2号中「及び」を「又は同法」に改めるものでございます。

第4条ただし書き中「受給者の責」を「受給者の責め」に改めるもので、送り仮名の修正でございます。

第8条第2項中「代って」を「代わって」に改めるもので、こちらも送り仮名の修正となっ

ております。

附則につきましては、施行期日を平成25年4月1日としています。ただし、第3条第1項第1号口及び二の改正規定、同項第2号の改正規定、「又は共同生活介護」を削る部分に限るもので、並びに同項第3号及び第5号の改正規定は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

今回の改正の内容は、ほとんど文言の修正というんでしょうか、が主になっていまして、これは関連法案に基づいて行われることであるというふうに思いますけれども、ケアホームの共同生活がグループホームに一元化することについて、上里町に現在あるケアホーム、共同生活をやっている障害者の方々の施設が、名称だけを変更していくということなんでしょうか、どういう扱いになるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 飯島雅利君発言〕

○福祉こども課長（飯島雅利君） 御説明申し上げます。

この内容につきましては、ケアホーム（共同生活介護）、グループホーム（共同生活援助）の一元化ですが、今後、障害者の高齢化、重度化が進むことを背景にして、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後の介護が必要となるケースが増加することが見込まれます。

したがって、現行では、介護が必要な人が一緒に入れる、そういったケースが求められるということで、こういった改正になっていると思います。別々ですと、それぞれ入居の条件が変わったりしますので、今後、高齢化、重度化が進むということを前提に、こういった改正が行われていると考えられます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） ただいまの説明でありますと、現在ある施設そのものが変わるわけではなくて、共同生活介護を削って一元化することによって、現在ある施設の中に介護が必要になっても継続していただけるようになるということで認識していいのかどうか、お尋ねいたします。

○ 議長（高橋正行君） 福祉こども課長。

〔 福祉こども課長 飯島雅利君発言 〕

○ 福祉こども課長（飯島雅利君） あくまで利用者本位で、利用勝手のいいような改正になっていると思います。

○ 議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○ 議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○ 議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○ 議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 町長提出議案第 11 号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○ 議長（高橋正行君） 日程第14、町長提出議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

○ 副町長（高野正道君） 議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案

説明を申し上げます。

提案理由でございます。

現下の厳しい経済情勢や増大する医療費負担額の解消に向け、上里町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

このたびの改正は、国民健康保険税の医療給付分における所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び介護納付金分における所得割額、被保険者均等割額の課税率、課税金額の改正について行うものでございます。

では、改正条文の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、本則の改正でございます。

第3条は、医療給付分における所得割額の内容でございます。

第1項は、課税率を規定したもので、「100分の5.2」を「100分の6.3」に改める内容でございます。

第3条の2は、医療給付分における資産割額の課税率を規定したもので、「100分の35」を「100分の25」に改める内容でございます。

第4条は、医療給付分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、加入者1人当たり「1万2,000円」を「1万5,000円」に改める内容でございます。

第4条の2は、医療給付分における世帯別平等割額の内容でございます。

第1号は、特定世帯以外の一般世帯における課税金額を規定したもので、1世帯当たり「1万6,000円」を「1万円」に改める内容でございます。

第2号は、特定世帯における課税金額を規定したもので、1世帯当たり「8,000円」を「5,000円」に改める内容でございます。

第7条は、介護納付金分における所得割額の課税率を規定したもので、「100分の1.2」を「100分の1.23」に改める内容でございます。

第8条は、介護納付金分の被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、加入者1人当たり「7,000円」を「8,100円」に改める内容でございます。

第20条は、国民健康保険税の減額を規定したものでございます。所得金額に応じたのそれぞれ7割・5割・2割の軽減及び最高限度額の内容を規定したものでございます。

第1号は、7割軽減の内容を規定したものでございます。

イは、医療給付分における被保険者均等割額の軽減額「8,400円」を「1万500円」に改める内容でございます。

ロは、医療給付分における世帯別平等割額の軽減額を規定したもので、特定世帯以外の世帯について、「1万1,200円」を「7,000円」に改め、特定世帯については「5,600円」を「3,500

円」に改める内容でございます。

二は、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額「4,900円」を「5,670円」に改める内容でございます。

第2号は、5割軽減の内容を規定したものでございます。

イは、医療給付分における被保険者均等割額の軽減額「6,000円」を「7,500円」に改める内容でございます。

ロは、医療給付分における世帯別平等割額の軽減額を規定したもので、特定世帯以外の世帯について、「8,000円」を「5,000円」に改め、特定世帯については「4,000円」を「2,500円」に改める内容でございます。

二は、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額「3,500円」を「4,050円」に改める内容でございます。

第3号は、2割軽減の内容を規定したものでございます。

イは、医療給付分における被保険者均等割額の軽減額「2,400円」を「3,000円」に改める内容でございます。

ロは、医療給付分における世帯別平等割額の軽減額を規定したもので、特定世帯以外の世帯について、「3,200円」を「2,000円」に改め、特定世帯については「1,600円」を「1,000円」に改める内容でございます。

二は、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額「1,400円」を「1,620円」に改める内容でございます。

続きまして、当該条例の附則の規定について御説明を申し上げます。

第1条は、施行期日について規定しており、施行日は平成25年4月1日からとなっております。

第2条は、適用区分について規定したものであり、改正後の条例における平成25年度以後及び平成24年度以前の取り扱いについて規定したものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか

10番、沓澤議員。

〔 1 0 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） ただいまの議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての御説明によりますと、医療分におきましては所得割を1.1%上げて、資産割を10%引き下げる。また、1人当たりであります均等割を3,000円引き上げて、世帯割である平等割を6,000円引き下げる。また、介護納付金につきましても、所得割を1.2から1.23%に引き上げ、同時に、均等割についても1,100円の引き上げで8,100円にするという、そういう内容であるというふうに思います。いわゆる家族が少ない加入であると平等割が減ったわけですから、若干軽減になるけれども、家族が多く加入していますと、均等割が高くなっていることによって保険税が上がるという仕組みになっているかなというふうに思います。

また、所得に応じての部分が引き上げられたことによって、大きな変動も生じてくるかなというふうに思います。

こういう中で、上里町の国民健康保険加入者全体の中では、どのぐらいの割合で負担増の方が生まれ、どのぐらいの割合で負担軽減になるのか、その辺について伺いたいのが1点です。

それと、今回の改正によって、平均ではどのぐらいの、多分負担増になると思いますので、増が生じるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

○税務課長（中島 勇君） 2点質問をいただきましたので、これについて説明をさせていただきます。

最初に、平均の負担ということでございますけれども、全員協議会の中で説明をさせていただきましたように、全体では約3,200万ほどの増額という形の御提案を申し上げます。これを24年度当初では5,016世帯で課税が発生しております。割り返しますと6,430円という形になります。ただ、試算ということで幾つかのパターンをお示し申し上げますと、それぞれの世帯の構成によって、減額または増額という形でそれぞれ違ってまいりますので、あくまで平均という形では6,430円という数字になります。

また、最初の質問の減額が何%で増額は何%かということにつきましては、現時点では、申し訳ありません、把握をしておりません。基本的には増額という形になろうかと思うんですけれども、特に33万円以下の方については、今回の資産割の減額、それから平等割と均等割の課税の方法の変更によって、マイナスの方が出るだろうなというふうに思っております。

33万円以下の方がどのぐらいの率いらっしゃるかというと、約33%ですから、3分の1の方がいらっしゃいます。資産割があるのは、5,000世帯のうちの約3,000世帯ということで、6割の方がいらっしゃいます。これを勘案しますと、10何%ではないかなというふうには思っておりますが、具体的な数字については後で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） 平均しますと6,430円の値上げということでありますけれども、今お話にありましたように、所得が33万以下の方が3分の1という、大変厳しい国保会計の加入状況になっているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、こういう中で今回、いわゆる負担増をお願いするわけであります。

そうしたときに、収納率ですね。毎年、現年度分を優先にということで取り組んでいても、大変厳しい収納状況になっていると思いますし、さらに滞納繰越分を合わせますと、県内ではそれほど悪いほうじゃないんですけれども、しかし、大変35%ぐらいが収納できないような状況になっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういう収納率への変化はどのように見ているんでしょうか。

○議長（高橋正行君） 税務課長。

〔 税務課長 中島 勇君発言 〕

○税務課長（中島 勇君） 収納率の変化についての見込みということで説明をさせていただきます。

御案内のとおり、収納率については、県内では、とりあえず現年を優先するという形なので、いいほうにあるかなというふうに思っております。これをできるだけ伸ばしてくださいというのも、国保運営協議会の中での御意見もいただいております。

現状の中では、滞納になるであろう、より低所得者の部分をできるだけ低く抑えるという形で今回の御提案を申し上げておりまして、若干の収納率の低下という方向にいくかなというふうに思っておりますが、逆に、滞納繰越分につきましてはより滞納処分の方で、取るべきものは取り、また、執行停止をして欠損するべきものはしていくという形で、財産調査などをさらに強化していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、中島議員。

〔 6 番 中島美晴君発言 〕

○ 6 番（中島美晴君） 6 番、中島です。

済みません。ちょっと全協で説明を聞いて、ちょっと聞き漏らしてしまったんですけれども、国民年金の方の加入者といいますか、だけの年金世帯といいますか、あと、今回の影響ですね。

あとは、非課税世帯というんでしょうか、の方の影響についてお聞きします。

すみません。適切な言葉がちょっと、値上げ。

質問続けさせてもらって済みません。言葉が、済みません、整理できなくて、大変失礼いたします。

今回の値上げに対しての影響が、国民年金だけ入っている方で生活してらっしゃる、年金何というんですか、年金受給者というんですか、年金所得というんですか、所得が年金だけで暮らしてらっしゃる方も国保に入ってるっしゃいますよね。そういう方と、あとは課税していない、この33万円以下というのが、私はちょっと、それがちょっとよく、すみません、頭の中で理解できていないので、申し訳ないんですが、いわゆる低所得者の加入者の方が、今回の値上げに対してやはり値上げになるのか。改正によって、やっぱり影響を受けて増になるのか、納める保険税が増額されるのか。じゃなくて、さっき細かいところで、低くなる方もいらっしゃるっておっしゃったので、その辺が、そういう年金受給者の加入者は影響しませんよというのか、その辺ちょっとすみません、ちょっと理解が。

○議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

○税務課長（中島 勇君） 収入の内容が国民年金だけということで、例えば資産割がないという形になったとします。この場合の方は、資産割の減を、影響は受けておりませんので、当然所得割が上がった分上がります。国民年金だけという方の場合には、例えば年齢にもよりますけれども、例えば200万円の年金を受け取っている場合には、120万の控除がありますから、80万に対して所得割がかかるんですね。1人当たりさらに33万をマイナスするという個人の基礎控除がございますので、残りの部分について所得割が関係するということになるんです。ここで33万円以下のところがマイナスになりますよということは、つまり33万の基礎控除を抜くと、所得割の部分はかかりませんよ、法定の7割軽減もききますよということになっていますから、その部分については平等割や均等割の部分のところが若干増額になったり、減額になったりしていますので、その部分での影響は当然出てくると思います。

したがって、国民年金だからどうだということではなくて、国民年金にプラスして所得割があるのか、その金額そのものがどこの段階かによって、上がる方もいらっしゃるれば、当然増える方もいらっしゃるというふうにお考えいただければと思います。いずれにしても、3,000万円が総額として増額になりますので、その部分では増額傾向にあるということは事実かなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） 10番の日本共産党の沓澤幸子です。

議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の一部改定の内容は、医療費につきましては、4方式の中の負担割合の変更であります。資産割を10%減らして25%にし、所得割は1.1%を上げて6.3%にすることとあわせ、世帯割である平等割を6,000円下げて1万円にし、均等割である1人当たりの金額を3,000円上げて1万5,000円にするというものです。

また、介護納付金については、所得割を1.2から1.23%に、均等割を7,000円から8,100円にと、いずれも上げるという、そういう内容になっているというふうに思います。

今回の改正に伴って、33万円以下の方々において、若干ではありますが、負担軽減が図られるわけでありますけれども、基本的には加入者全体で3,200万円の負担増を見込んだものになっています。

全員協議会等で提出していただきました資料によりますと、上里町の国保加入者の1人当たりの療養諸費は、前期高齢者は県内では高いほうに位置しておりますけれども、一般と退職者では大変低いほうになっております。

そして、所得に対する保険料の負担額は、県内ではやはりこれは低いほうになっておりまして、2012年度の国保税額の市町村対比を見ますと、所得200万円では24万6,800円、これは63市町村中46位です。所得300万円では32万8,800円であり、50位であります。しかし、県内では高くない保険料といっても、収入の1割以上が国民健康保険税の保険料のために消えていくという現状は、大変大きな負担感を伴うものではないかというふうに思います。

国民健康保険加入者は、自営業者、農業従業者をはじめ、構造改革による非正規労働者の加入が増加しています。被保険者の高齢化に伴う保険給付の増大が多いことに加えて、低所得者が多いため、公費の投入が多くなる傾向にあるのは避けられません。

上里町においても、所得階層200万円以下の世帯が加入世帯全体の何と78.77%となっていることや、7割・5割・2割の法定軽減世帯が全体の34.08%であることは、国保加入世帯の生活実態の厳しさをあらわしているものではないでしょうか。

単純に県平均より保険料が安いから保険料を上げるということになれば、ますます県平均の

保険料を押し上げることになってしまいます。負担の公平とよく言われますが、確かに公平に負担し合うことは必要ではありますが、所得に対する負担の割合からいって、これ以上の負担増は不公平の何物でもありません。

加入者の所得が少なく、医療が必要である高齢者が加入してくる、こうした国民健康保険の現状から見れば、本来であればもっと公費負担を増やす必要があると考えます。国庫負担金の引き上げが強く求められるわけではありますが、それまでの間は一般会計から繰り入れることはやむを得ないと考えます。

町においては、滞納整理に当たり、国保税の現年度分を優先的に収納する体制にしてきているため、収納状況は現年度分90%台をここ数年来続けてきておりまして、県内でも昨年度は25位でありました。滞納分を合わせた収納率で見ると、昨年度は65.32%で、これも県内では30位と中間につけています。

県内でも低い保険料になっている現状にあって、この実態です。現在でも、払いたくても払い切れない状況がある中で、値上げをすることはますます払えない人を生み出すことになりかねません。

先ほどの質疑の中でも、若干の収納率減を見込まざるを得ないという答弁もありました。国保加入者の負担増を増やし、生活状況を悪化させることは、健康問題とも深く関わってくる重大な問題であります。健康問題と深く関わってきた場合には、医療費を押し上げるという、さらなる悪循環にもつながる重大な問題と考えますので、御提案されました今回の一部改正については、反対いたします。

○議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

6番、中島議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

○6番（中島美晴君） 6番、中島美晴。

議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場でありますので、反対の討論を述べさせていただきます。

全協でも説明があり、ただいまの御説明をいただきましたが、本当に国民の健康と命を守る国民皆保険制度は、病気やけがをしたときなど安心して加入者が医療を受けられるという、そのために国保税を納め、お互いに助け合うという制度でありますので、加入者負担分の保険税の収入は大変大事なというか、重要な財源であります。

しかし、長引く景気低迷の中で、生活者を取り巻く経済状況は厳しく、まじめに働いているのに所得が下がったり、企業の事情でリストラされてしまったりなどの現役世代の国保加入者や退職者の加入者が増加、さらには高齢社会の進展や医療技術の高度化などにより、大変医療

費が増加しているということは承知しております。そのために、保険の医療費の病院等に支払う額が高額になり、そのために一般会計から毎年、道路が10本できるほどの金額を国保会計に繰り入れているということも承知しております。

国保会計の実情は大変理解しております。ですから、本当に国民健康保険の健全な、かつ安定的な財政運営を図るには、やはり給付と税のアンバランスというのを適正にしていかなければいけないということもよく理解しております。

しかしながら、先ほど述べさせていただきましたように、本当に厳しい経済状況の中で、日々の生活を切り詰めて納めている、納税に努力している方も多く、払いたくても払えないということでやむなく滞納してしまう、そういった、早く働いて滞納をなくしたいって努力している矢先に大変な病気になってしまったと、そういう声なども多く伺うときに、そういう状況のときに今、今年度から値上げという。

何か収納率が、先ほども同僚議員が話されておりましたが、本当に収納率が厳しくなるのではないかとことを心配しております。やはり、3分の1が33万円以下という、そういう国保加入者の方たちに負担増になる、細かい数字はちょっと述べられませんが、負担増につながるという、生活者の負担につながるということに対して賛成できませんので、議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論といたします。

○議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

12番、伊藤議員。

〔 1 2 番 伊藤 裕君発言 〕

○ 1 2 番（伊藤 裕君） 12番、伊藤でございます。

議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま課長からもお話がありましたように、3,200万円の増に税収、国保税が上がるということではありますが、埼玉県下60何町村の中の本当に下のほうで、安い負担で町民は国保事業の恩恵にあずかっているわけでございます。

それから、またこれから数年後には国保のほうも広域化のほうに進むということもございます。また、低所得者に関しましては、いろいろ控除があったりなんかで負担はあんまりないということでありまして、また、町のほうからの持ち出しも、22年、23年と比べましても4,000万台から1億3,000万台に入っているということで、一般会計からの持ち出しもございます。

現状を踏まえてみまして、議案第11号、上里町国民健康保険税条例の一部を改正するということは妥当と思いますので、賛成の討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第12号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

○議長（高橋正行君） 日程第15、町長提出議案第12号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第12号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第12号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

保健センターの審議議案発生時において、その都度、委員を選任及び委嘱することによりまして、より効率的な運営が図れるため、より時代に合った保健センターの管理運営が行えるようにしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

保健センターの設立当初から、円滑適切な運営に資するため、諮問機関として審議会を置くことが義務付けられております。

しかしながら、ここ数年の間は特別な審議議案等が存在しなかったこともあり、審議会の開催が見られませんでした。

このようなこともあり、本来の審議会のあり方等を模索するため、本庄市及び児玉郡内の各市町の活動状況を調査し勘案した結果、問題発生時における審議会の開催が望ましく、問題の

審議議案発生時において、その都度、選任及び委嘱を行うことで、より効率的な運営が図れ、適切な運営を行うことができると解釈をいたしまして、第5条第1項中「諮問機関として運営審議会を置く。」を「町長の諮問に応じて運営審議会を置く。」に、第6条第3項中「2年とする。ただし、再任を妨げない。」を「当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。」に改め、また、同条第4項を削除するなどの改正により、より時代に合った保健センターの管理が行えるように改変するものでございます。

以上で、上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

1点御質問をさせていただきます。

今までは設置していた上里町保健センターの運営審議会を、今度は町長が必要に応じてということに改めていくということでありますけれども、最近、運営委員会は開かれなかったという報告でありましたけれども、一番最後に開かれた運営委員会はいつ頃だったのか、その運営委員会では主にどうしたことの審議がされたのかについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

○健康保険課長（関口 静君） ただいまの質問に対して説明いたします。

最後に委員会が開かれたのは平成22年10月でした。そのときについては、平成21年度の決算関係、それから平成22年度の予算関係と事業計画等について説明した形で終わっております。それ以降は、23年度、24年度については、審議会は開かれておりません。

以上でございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） この運営審議会は、大体どういうメンバーで構成されて、たしか十

何人いらっしゃったかなというふうに私も記憶しているんですけども、当初から報告を受けて、ほとんど議論されることもなく終了するということが常だったなというふうに私も思い起こしているんですけども、それはやっぱりメンバー的なこともあるのかなというふうにも思うところがあるんです。常にいろんなところに出席されている構成メンバーの方たちが出てきて、報告を受けたら「はい、了解」という、そういう中での審議会になっていたんじゃないかなというふうに思います。

それで、これは別に保健センターだけでなく、あらゆる審議会が、各団体のいつも必ず出てくる人たちで構成されていることによることが大きいかなと思って、過去にはそういうことが改善できないのかって、もっと一般的に、ぜひ私はここに興味があるからという、そういう人を公募で入れていっていただきたいということもお願いしたこともあったんですけども、やっぱり町の保健センターが町民のために、町民の願う内容に基づいて少しでも改善が図られるということはやっぱり望まれることでありますのでね。

町長の諮問に応じてということもありますけれども、逆に言えば、町長が必要と感じていなくても、町民サイドでは要望がある場合もあると思うんですね。何ていうんでしょうか。条例の内容を変えるのがいいんだか、運営審議会の構成メンバーにやはり多くの一般町民を加えていくということがいいのかなというところを、ちょっと私もわからない、悩むところでありますので、そうした議論はされたのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

○健康保険課長（関口 静君） 初めに、審議会の委員さんについて説明させていただきます。

運営審議会さんについては、15人で構成するということで、任期は2年間という形になってございます。規則の中で、運営審議会の委員さんにつきましては、町議会の代表、それから区長会の代表、民生・児童委員の代表、それから環境衛生推進委員さんの代表、それから医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表、それから国保運営委員会の代表、それから知識経験者ということで本庄保健所長とか中央公民館長とか、健体の会長さん、それからサラ、老人クラブの代表、それから食改の代表の方に委員さんになってもらって、審議会を構成しております。

審議会の構成については以上でございます。

○議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 審議会のあり方についての御質問だと思いますけれども、今回については町長の諮問に応じてということで、保健センターについては変更させていただくということで、改正の条例でございます。

町の中にも保健センター以外にもさまざまな審議会がございまして、通常、町の議員さん、区長さん、その他いろんな関係の方が一般的には連なるといような審議会があるわけでございますけれども、近年、この審議会のあり方の中でも、広く役職の方以外にも、審議会そのものの目的にもよりますけれども、さまざまな御意見を伺いたいということで、1つは公募枠を採用しております。一定の委員さんプラス公募という形で、審議の内容について御意見を伺うということで公募枠ですとか、また、女性委員の拡充ということで、審議会の中に女性委員についても今まで以上に入れていくといような形で、審議会を検討しているところでございます。

これから、この審議会のあり方についても、そういうものも含めまして、より住民の方、また、いろんな関係の役職の方の御意見が伺えて、そしてそれが町のいろんな事業に反映できるような審議会について、これからも継続して検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午後1時28分再開

○議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 町長提出議案第13号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第16、町長提出議案第13号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第13号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

御提案申し上げました議案第13号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、条例で町営住宅の収入基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

概要につきましては、第1次一括法第32条による公営住宅法第23条の改正は、入居者資格のうち、収入基準の裁量階層の対象者とその金額及び本来階層の金額を条例化するものでございます。

なお、同居親族要件の廃止に係る改正につきましては、経過措置による猶予期間はなく、平成24年4月1日から施行されたため、昨年3月の定例会で改正させていただきました。収入基準に係る改正については、第1次一括法附則第14条第3項において平成25年3月31日までの経過措置が規定されております。

内容につきましては、第6条第2号を改正するものでございます。第6条第2号イとして改正前の公営住宅法施行令第6条第4項及び改正前の公営住宅法第23条第2号ロに準拠した対象者を規定いたしました。なお、裁量階層の金額につきましては、21万4,000円でございます。

第6条第2号ロで、入居者収入基準の本来階層の対象者とその金額を規定いたしました。本来階層の金額は、15万8,000円でございます。

施行期日につきましては、経過措置が平成25年3月31日までであるため、平成25年4月1日といたしました。

以上で、上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 今回の改正案は、町営住宅の収入基準を定めるということでありま

す。本来階層が15万8,000円というこの金額は、どういうことに基づいて出てきている金額なんでしょうか。これは全国共通ではないというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

○まち整備課長（坂本浩之君） 御説明いたします。

こちら15万8,000円につきましては、公営住宅法施行規則、国のほうで参酌すべき基準として定めている基準が15万8,000円というふうに定められておりますので、従前どおり、上里町では国の参酌すべき基準に伴いまして、15万8,000円と定めさせていただきました。この15万8,000円というのは、全国の2人以上の世帯の収入を低い順番に並べて、収入の低いほうから25%、4分の1のところの世帯の収入が15万8,000円という形になっておりますので、15万8,000円を超えない方が町営住宅のほうの入居の資格の基準という形になってございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 説明ありがとうございます。

そうしますと、生活保護費などもそうですけれども、例えば北海道だとか寒いところだと基準が高くなったりとか、そういうものがありますよね。それと同じように、公営住宅の国の参酌基準というのも、やっぱり地域性によっては差があるものなんでしょうか、どうなんでしょうか、教えてください。

○議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

○まち整備課長（坂本浩之君） 今回の地域主権一括法の改正が、今まで全国一律で国のほうが定めていた基準でしたので、15万8,000円という形で一般階層の基準が定められていました。それを今回、全国、地域の実情に応じて、各地方自治体が決められるという形になりましたので、先ほどおっしゃられたように、北のほうで収入とか違うよとかという実情を踏まえて、全国で改正されて、どういうふうにされるのかというのは各自治体のほうで判断されているというところでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第14号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第17、町長提出議案第14号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第14号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第14号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正に伴い、条例で都市公園及び公園施設の設置基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

都市公園法の改正により、政令で定められていた都市公園の配置及び技術的基準及び公園施設の設置基準を条例化するものでございます。

定める基準の主なものとしては、住民1人当たりの都市公園の面積の標準、都市公園の規模・種別による配置基準、公園内に建築できる施設の敷地面積に対する建築面積の割合でございます。

次に、条例の改正内容について御説明をします。

第1条の次に2条を加えました。第1条の2第1項第1号は、町民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準であります。政令で定める国の参酌基準は、住民1人当たり10平方メートル以上であります。上里町の平成23年3月時点の都市公園の合計面積は68万4,000平方メートルで、人口は3万2,000人でありますので、1人当たりになりますと21.38平方メートルとなり、ゴルフ

場があることもあり、国の参酌基準の2倍以上となっております。このため、条例で定める町民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を22平方メートル以上と定めさせていただきました。

また、市街地の町民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準につきましては、国の参酌基準と同じ5平方メートル以上といたしました。

第1条の2第1項第2号及び第3号では、都市公園の区分ごとに配置及び規模の標準等を定めております。国の基準と同様とさせていただきました。

次に、第1条の3では、都市公園内に建築物を設置する場合の公園敷地面積に対する建築できる面積の割合を定めております。これも国の基準と同じとさせていただいております。

施行期日につきましては、第2次一括法による経過措置が平成25年3月31日までであるため、平成25年4月1日としております。

以上で、上里町都市公園条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出議案第15号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第18、町長提出議案第15号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第15号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第15号 上里町下水道条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、条例で公共下水道の構造の技術上の基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

公共下水道の構造の技術上の基準については、これまで下水道法第7条に根拠が置かれ、下水道法施行令第5条の4から第5条の7までにおいて法定の基準として規定されておりましたが、下水道法第7条が改正されて、同条第1項は法定基準の根拠と、同条第2項は条例で定める基準の根拠とされました。このことにより、公共下水道を設置する自治体にあつては、下水道法施行令に規定された参酌すべき基準を参照して、構造の技術上の基準を規定する必要がございます。

内容につきましては、第3条の次に次の4条を加えるものでございます。

第3条の2については、公共下水道の構造の技術上の基準であり、第3条の3から第3条の5まで定めるものでございます。

第3条の3については、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準であり、堅固で耐久性な構造や漏水、耐震性等について規定をされております。

第3条の4については、排水施設の構造の技術上の基準であり、内径や断面積、マンホール等について規定をされております。

第3条の5は、適用除外でございます。

以上で、上里町下水道条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第16号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第19、町長提出議案第16号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案書2の別冊をお願いしたいと思います。

議案第16号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例について。

御提案申し上げました議案第16号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

これまで、介護保険法に基づいて全国一律に定められていた介護保険サービス事業者の指定等に関する基準については、都道府県や市町村の条例で定めることとされたところでございます。

今回の条例で基準を定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生

活介護、複合型サービスの8種類であります。そのうち、町内にある事業所は、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護であります。

初めに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、第4条から第44条までで規定をされております。

サービス内容は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うものでございます。

続きまして、夜間対応型訪問介護につきましては、第45条から第59条までで規定をされております。

サービス内容は、夜間において、定期的な巡回または通報によりその方の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うものでございます。

続きまして、認知症対応型通所介護につきましては、第60条から第80条までで規定をされております。

サービス内容は、認知症の利用者が、できるだけ居宅でその能力に応じて自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等に通い、日常生活上の世話や機能訓練を行うものでございます。

なお、このサービスにつきましては、上里町に1事業所がございます。

続きまして、小規模多機能型居宅介護につきましては、第81条から第108条までで規定をされております。

サービス内容は、通所サービスを中心に訪問や短期間宿泊を組み合わせ、日常の世話や機能訓練を行うものでございます。

続きまして、認知症対応型共同生活介護につきましては、第109条から第128条までで規定をされております。

サービス内容は、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の世話と機能訓練を行うものでございます。

なお、このサービスにつきましては、上里町に6事業所がございます。

続きまして、地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、第129条から第149条までで規定をされております。

サービス内容は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等のうち、入居定員が29人以下の入居者に日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行うものでございます。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、第150条から第

189条までで規定をされております。

サービス内容は、小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うものでございます。

続きまして、複合型サービスにつきましては、第190条から第202条までで規定をしております。

サービス内容は、複数の在宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、1つの事業所からサービスを受けるものでございます。

条例の制定に当たっては、町の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として、国の基準に基づいて条例を制定させていただきました。

しかしながら、町で定める独自基準は、県条例に基づき第3条第3項で「指定地域密着型サービス事業者は、サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。」と規定をさせていただきました。

附則は、第1条から第20条までで、厚生省令による経過措置となっています。

以上で、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 大変莫大な資料で、全部理解することもできなかったし、力不足で全部目を通すこともままならなかった部分もあるんですけども、とりあえず国の基準に則って、一部だけ事業者に対して守っていただくように求める箇所が入っているということでありまして、今、介護保険、非常に利用者も増えてきている中で、余り利用されては困るというおかしな話なんですけれども、いわゆる施設不足だとか、介護従事者もなかなか仕事がついけれども、社会的に給与的にも低く抑えられている中で継続して働ける方がいないとか、そういう事情もあったり、また、利用する側も1割負担ということで、どうしても満度であったり、必要に応じて受けることになる、かかる費用は自己負担になるというところで、抑えられている部分というのがあるというふうに思いますけれども、それぞれの8つの施設の基準

が定められたわけでありますけれども、具体的には人員に対する基準だとか、これが一番サービスを受ける側にとっては大きなことだと思いますけれども、人員に対する基準についてだけ、何対何みたいな基準があるのであれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

○健康保険課長（関口 静君） 人員基準でよろしいでしょうか。人員基準を説明させていただきます。

定期巡回及び随時対応型訪問介護看護につきましては、オペレーターという形で看護師さん、介護福祉士さんが1名以上という形になってございます。

それから、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するための訪問介護員を、これは必要な数ということで、人数に応じて必要な数を定めるという形になってございます。それから、サービスを提供する時間帯を通して、訪問介護員を1名以上配置してくれという形になっています。それから、訪問看護サービスを行う看護師等につきましては、常勤換算で2.5人以上という形です。それから、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士等については実情に応じて適当数という形で定められております。そのほか、常勤の管理者も配置するという形で基準が定められております。

続きまして、夜間対応型訪問介護の関係でございます。人員基準として、オペレーションセンターの従業者ということで、これについては通信等の回線の中継ぎをするという形で、オペレーターを1名以上、このオペレーターについては看護師、介護福祉士、医師、それから保健師、社会福祉士ということで規定されていますけれども、1名以上、またあと面接の相談員を1名以上配置するという形になってございます。

それから、定期巡回サービスを行う訪問介護員については、提供するために必要な数以上と。それから、随時訪問サービスを行う訪問介護員につきましては、サービスを提供する時間帯を通して1名以上という形でございます。また、常勤の管理者を配置という形になってございます。

続きまして、認知症対応型通所介護の人員基準でございます。これについては、単独型と、あと共用型というのがあります。上里町については、グループホームとデイサービスを含めた共用型の施設が整ってございます。単独型につきましては、生活相談員を提供時間数に応じて1名以上と。それから、看護職員または介護職員、これについても常時1名以上という形になっています。それから、生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人は常勤が要件になってございます。それから、機能訓練指導員ということで、認知症対応型介護の提供に当たる機能訓練員を1名以上という形になってございます。これについては、当該事業所と他の業務と

の兼務が可という要件になってございます。

それから、単位及び利用定員につきましては、単独型につきましては12人以下という形になってございます。ただ、うちのは共用型でございますので、3名以下という形になってございます。

続きまして、小規模多機能型居宅介護の関係でございます。人員基準でございます。介護従業者の関係については、夜間・深夜時間帯以外の時間帯、それから常勤換算方法で、通いサービスの利用数が3またはその端数を増すごとに1名以上という形で、利用者の数に応じて人員が定められてございます。それから、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な人数を配置という形になってございます。それから、従業者のうち、1名以上の者は常勤でなければならない。それからまた、従業者のうち、1名以上の者は看護師または准看護師でなければならないというふうな規定がしてございます。

続きまして、複合型サービスの関係でございます。複合型サービスの関係につきましては、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯、それから常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3またはその端数を増すごとに1名以上配置しろという形でございます。また、訪問サービスの提供に当たる従業者は、2名以上という形で規定されてございます。また、従業者の1名以上の者は、常勤の保健師または看護師でなければならない。また、従業者のうち、常勤換算方法で、2.5名以上の者は保健師、看護師または准看護師でなければならない。あと、宿泊サービスの従業者がいらない場合にあっては、常勤に関わらずという形で規定もされてございます。夜間・深夜の時間を通じて、宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務に従業者が行うこともできるという形にはなっております。あと、管理者は、一定の経験を有する者を1名置くという形になってございます。

概略、そのような内容でございます。

それから、順番がずれてしまったんですけれども、認知症対応型の共同生活介護の関係でございます。これにつきましては、1ユニットという形で、上里町にあるのは1ユニットの施設が5施設、2ユニットの施設が1施設でございます。介護従業者の数の関係です。1ユニット当たりで、これにつきましては、やっぱり夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯の介護従業者を、常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1名以上という形で規定されてございます。それから、介護従業者のうち1名以上は常勤の人という形になっています。それから、夜間及び深夜の時間帯を通じて1名以上の介護従業者を配置するという形になってございます。それから、管理者については、1ユニットごとに管理者を置くという規定がござい

ます。それから、地域密着型特定施設入居者生活介護の関係でございます。これにつきましても、

従業者につきましては生活相談員が1名以上、それから看護職員または介護職員は、利用者3人に対して1名以上という形になっています。それから、看護職員の数は、常勤方法で1名以上、それから常に1名以上の介護職員が確保されているというのが条件となっています。それから、機能訓練指導員が1名、それから管理者は置かなければならないという形になっています。

それから、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の関係については、これもユニット形式でございます。人員基準として、医師、入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数と、それから生活相談員が1名以上という形になってございます。それから、介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法となっています。入所者の数が3またはその端数を増すごとに1人以上という形になってございます。それから、看護職員の数については、1人以上という形です。あと、栄養士を1名以上、それから機能訓練指導員を1名以上、介護支援専門員1名以上というような形になってございます。

以上が人員基準でございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 御丁寧にありがとうございます。

もう1点お願いしたいんですけれども、8つのサービスの種類があるわけなんですけれども、上里町においては2つ、いわゆる認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護の事業所がありますよということでもありますけれども、児玉郡市内の中にはこの8つの事業所が満遍なく設置されているのかどうか。上里町の施設利用者の中で、この8つの施設を利用している人数ですね、わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

○健康保険課長（関口 静君） 児玉郡市内の施設関係は、恐らく上里町とほぼ同じ、認知症対応型共同生活介護とデイサービスの機能を持った施設という形、ただ、本庄市さんに小規模多機能型の施設がございまして。上里町の町内の施設の利用者の関係につきましては、1月の利用実績で44名の方が町内を利用してございます。そのほか町外、地域密着型サービスにつきましては原則、町の住民の方が利用できるんですけれども、保険者の同意が得られれば他市町も利用できます。その他市町の利用者は、グループホームの関係が5人です。それから、小規模多機能型は、予防も含めてですけれども、2名おります。

以上でございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第17号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第20、町長提出議案第17号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案書の3番をお願いしたいと思います。

議案第17号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について。

御提案申し上げました議案第17号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法律の整備に関する法律による介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、条例で指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

これまで、介護保険法に基づいて全国一律に定められていた介護保険サービス事業者の指定等に関する基準については、都道府県や市町村の条例で定めることとされたところでございます。

今回の条例で基準を定める地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の３種類でございます。そのうち、町内にある事業所は、介護予防認知症対応型通所、介護予防認知症対応型でございます。

初めに、介護予防認知症対応型通所介護につきましては、第４条から第42条までで規定をされております。

サービス内容は、認知症である要支援者が可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むことができるように、デイサービスセンター等に通い、必要な日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指すものでございます。

続きまして、介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、第43条から第69条までで規定をされております。

サービス内容は、通所サービスを中心に訪問や短期宿泊を組み合わせ、自立した日常生活を営むことができるように、日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指すものでございます。

続きまして、介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、第70条から90条までで規定をされております。

サービス内容は、認知症である要支援者、要支援２に該当する者に限ります。要支援者に可能な限り共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指すものでございます。

条例の制定に当たりましては、町の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性については認められないので、原則として国の基準に基づいて条例を制定させていただきました。

しかしながら、町で定める独自基準は、県条例に基づき第３条第３項で「指定地域密着型介

護予防サービス事業所は、サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。」と規定をさせていただきました。

附則は、第1条から第4条までで、厚生省令による経過措置となっています。

以上で、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 町長提出議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について

○議長（高橋正行君） 日程第21、町長提出議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案書の３番をお願いしたいと思います。

議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例について。

御提案申し上げました議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、条例で指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員については、従前の法令どおり、第２条で29人以下としたところでございます。

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格については、厚生労働省令の規定どおり、法人である者とするを第３条、第４条で定めたところでございます。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 町長提出議案第19号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第22、町長提出議案第19号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案書の1をお願いしたいと思います。

議案第19号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例について。

御提案申し上げました議案第19号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、条例で町道の構造の技術的基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

第1次一括法第33条による道路法第30条の改正により、道路構造令で全国一律に規定されていた道路の構造の技術的基準について、一部の基準を除き、都道府県道及び市町村道の道路管理者である地方公共団体が、国の基準を参酌して条例で定めることとされました。

条例で定めるのは、町道を新設し、または改築する場合の道路の幅員や勾配等、道路構造に関する一般的な技術的基準で、設計車両、建築限界、橋などの主要な工作物の設計荷重に関するものは除かれます。

上里町では、国の基準で実施してきました今までの道路整備において特段の支障もないことや、今後も安全かつ円滑な交通を確保するため、道路構造令の基準を条例に規定することといたしました。

条例の内容でございます。

第1条は趣旨、第2条は用語の定義、第3条は道路の区分でございます。

第4条から第41条までに、町道整備の基本となります線形や幅員、勾配、施設の構造等の一般的な基準を示しております。

第5条から第14条では、道路区分による設計基準交通量及び車道や歩道、植樹帯などの道路横断面の幅員を規定しております。

第15条では道路区分による設計速度を規定し、第16条から第20条までに道路屈曲部に関する曲線半径等を規定しております。

第21条では道路前方を見通すことのできる距離である視距離の基準を、第22条から第24条では縦断勾配等を規定をしております。

第25条は舗装、第26条から第28条では横断勾配や排水施設の設置などについて規定をしております。

第29条から31条は道路や鉄道の交差に係る交差角等の基準、第32条から第37条では交通安全に関する照明や柵、駐車場などの道路施設などの設置、第38条及び第39条は工事等の特例について、第40条及び41条は歩行者や自転車の安全を確保するために歩行者専用道や自転車専用道路に関する規定でございます。

なお、上里町では、高速自動車国道及び自動車専用道路を新設することは想定されないため、道路区分の1種及び2種に係る基準及び積雪寒冷地に関する基準については、規定をしております。

また、規則に委任している数値基準等の細目的事項の一部につきましても、国の基準に準拠して定めることにしております。

施行期日につきましては、第1次一括法による経過措置が平成25年3月31日までであるため、平成25年4月1日としております。

以上で、上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 上里町町道の構造の技術的基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 町長提出議案第20号 上里町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第23、町長提出議案第20号 上里町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第20号 上里町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例について。

御提案申し上げました議案第20号 上里町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、条例で町道に設ける道路標識の寸法に関する条例を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

第1次一括法第33条による道路法第45条の改正により、これまで国が定めていた道路標識の基準のうち、寸法について、都道府県道及び市町村道の道路管理者である地方公共団体が、国の基準を参酌して条例で定めることとされました。

条例で定めるのは、町道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準となり、主に公安委員会が設置する規制標識、指示標識は対象外となります。

上里町では、道路の連続性、道路利用者の視認性、安全かつ円滑な交通を確保する観点から、国の基準である「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の道路標識の寸法を条例に規定することといたしました。

条文案では、条例で根拠を規定し、道路標識の実際の寸法については規則に委任するものとしたしました。これは、寸法の参酌すべき基準が「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の別表第2として示されており、別表の内容が主に様式を定めるものであることから、このような案としたものでございます。

条例の内容でございます。

第1条は趣旨、第2条で道路標識の寸法について規定をしております。

なお、規則では、表中に示す標識の図等により、標識の種別による寸法、文字等の大きさ等

を規定しています。例えば、高速道路の入口の方向を示す案内標識、緑と白色の標識であります。寸法については120センチメートル角、標識中の文字の大きさは設計速度40キロメートルの道路では20センチメートルとするといった内容でございます。

施行期日につきましては、第1次一括法による経過措置が平成25年3月31日までであるため、平成25年4月1日としております。

以上で、上里町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 上里町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 町長提出議案第21号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第24、町長提出議案第21号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第21号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

ために必要な町道の構造の基準に関する条例について。

御提案申し上げました議案第21号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例で上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

第2次一括法第162条による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の第10条の改正によりまして、これまで国が定めていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、都道府県道及び市町村道の道路管理者である地方公共団体が国の基準を参酌して、条例で定めることとされました。

条例に委任されたのは、上里町が特定道路の新設または改築を行うときの移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準でございます。

特定道路とは、駅等の旅客施設、官公庁施設、病院等の生活関連施設間の道路のうち、多数の高齢者、障害者等が徒歩で利用する国土交通大臣が指定した道路で、現在のところ、上里町には特定道路はございません。

しかしながら、バリアフリー法第10条第4項で、道路管理者には特定道路以外の道路について基準への適合努力義務が規定されておりますことから、上里町では道路整備に当たり、高齢者、障害者等の移動等円滑化に努めるため、国の基準である「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」と同じ基準を条例で制定することといたしました。

条例の内容でございます。

第1章は趣旨、定義等の総則、第2章は歩道等の有効幅員や乗り入れ部等について定めております。

第3章は、横断歩道橋などの立体横断施設について、エレベーターやエスカレーター、階段等の設置基準、手すりや点字などの基本的な構造について定めております。

第4章は、乗り合い自動車停留所についてベンチの設置等を、第5章は自動車駐車場についてであります。障害者が安全に乗りおりできますよう、駐車場の設置規格等を定めております。

最後に、第6章、移動等円滑化のために必要なその他の施設等についてであります。案内標識や視覚障害者用の点字ブロックの設置基準等を定めております。

なお、施行期日につきましては、第2次一括法による経過措置が平成25年3月31日までであ

るため、平成25年4月1日としております。

以上で、上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第21号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後3時2分再開

○議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 町長提出議案第22号 上里町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第25、町長提出議案第22号 上里町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第22号 上里町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例に

ついて。

御提案申し上げました議案第22号 上里町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、条例で上里町営住宅及び共同施設の整備基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要につきましては、公営住宅等の整備基準について、改正前の公営住宅法第5条第1項及び第2項では、国土交通省令で定めるとし、その基準として公営住宅等整備基準が定められていましたが、公営住宅法の改正により公営住宅等の整備基準は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体の条例で定めることとされました。このため、事業主体である市町村は、公営住宅等の整備基準を条例で定めることが必要となりました。

条例につきましては、参酌すべき基準となる公営住宅等整備基準の規定に準拠する条文といたしました。

内容につきましては、第1章は総則であり、第1条で趣旨、第2条で健全な地域社会の形成、第3条で良好な居住環境の確保、第4条で費用の縮減への配慮を規定しております。

第2章は敷地の基準でありまして、第5条で位置の選定、第6条で敷地の安全等について規定しております。

第3章は町営住宅等の基準であり、第1節は町営住宅の基準でございます。

第7条で住棟等の基準、第8条で住宅の基準、第9条で住戸の基準を規定しております。

第9条第1項の町営住宅の1戸の床面積の合計について、改正前の公営住宅等整備基準第9条第1項では19平方メートル以上と規定されておりましたが、改正後の公営住宅等整備基準第9条第1項では25平方メートル以上と規定されているため、附則に経過措置を規定いたしました。

第10条で住戸内の各部、11条で共用部分、12条で附帯施設の基準を定めております。第2節は共同施設の基準でございます。

第13条で児童遊園、第14条で集会所、第15条で広場及び緑地、第16条で通路の基準を定めております。

施行期日につきましては、法律の改正の施行期日は平成24年4月1日ですが、第1次一括法附則第14条第1項により、国土交通省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の平成25年3月31日までの経過措置があります。このため、施行期日を平成25年4月1日とさせていただきます。

以上で、上里町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

ただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○10番（沓澤幸子君） これは、国の基準に基づいて、また、町の条例として制定するという内容であると思いますけれども、9条の2のところについてお尋ねしたいんですけれども、共用部分に共同して利用するための適切な台所や浴室がある場合には設けなくてもいいですよということがうたってあるわけなんですけれども、上里町の町営住宅においては今こういう施設はないというふうに思うんですけれども、今後、共有部分に台所だとか浴室を設けて、各戸には設けないような施設を計画する予定があるのかどうか、そのことについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔 まち整備課長 坂本浩之君発言 〕

○まち整備課長（坂本浩之君） 現在、上里町では、四ツ谷住宅と宮本住宅という2つの町営住宅がございますが、今のところ、新たに作る町営住宅の予定はございません。また、もし仮に改築するとか、新たに建て直すということになったとしても、基本的には入居者の方が快適に住まわれるようにということで、こういった共同のという部分については計画されないというふうに今のところは考えているところでございますが、まだ将来、改築するとか新設で設けるというのはございませんので、現時点ではこういうことは考えにくいけれども、国の基準に準じて設けさせていただいたということでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 上里町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 町長提出議案第23号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第26、町長提出議案第23号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第23号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例について。

御提案申し上げました議案第23号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例で特定公園施設の設置に関する基準を定めたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の改正により、地方公共団体は、特定公園施設の新設または改築を行うときの移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を、国の基準を参酌して条例で定めるとされました。

特定公園施設とは、移動等円滑化が特に必要な公園施設として、バリアフリー法施行令で規定された施設で、園路や広場、駐車場及び便所などの施設でございます。

条例で定める基準につきましては、国の基準である「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」に準拠するものとさせていただきます。

条例の内容でございます。

第1条は趣旨で、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めると

規定をいたしました。

第2条は用語の定義、第3条は一時使用目的の特定公園施設について、第4条は園路及び広場の基準、第5条は屋根付広場の基準、第6条は休憩所及び管理事務所の基準、第7条は野外劇場及び野外音楽堂の基準、第8条は駐車場の基準、第9条から第11条までは便所の基準、第12条は水飲場及び手洗場の基準、第13条と第14条は掲示板及び標識についての基準を規定しております。

なお、施行期日につきましては、第2次一括法による経過措置が平成25年3月31日までであるため、このため施行期日を平成25年4月1日としております。

以上で、上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子議員発言〕

○10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

この趣旨にあります特定公園施設でありますけれども、バリアフリー法に基づいて設置されている公園が上里地内にあるのかどうか、また、今後その予定があるのかどうか、あわせてお願いします。

○議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔まち整備課長 坂本浩之君発言〕

○まち整備課長（坂本浩之君） こちらの条例の適用になりますのが特定公園施設ということで、先ほど副町長のほうから御説明ありました園路、広場、駐車場、トイレ等の施設でございます。上里町においてこういった施設があるのかということでございますが、例えば長久保公園でトイレ設置してございますが、そういったものが特定公園施設ということで、バリアフリーの関係の基準に基づいて設置をしております。

今後、公園施設、こういった園路ですとか駐車場、トイレ等を設置する場合については、この条例に基づいて設置していくということで、これはもともと国のほうの基準が定められておりまして、現在、上里町におきましても、バリアフリー法ができて以来、公園に設置されたものについてはこちらの基準に準じてつくられているということになってございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10番（沓澤幸子君） そうしますと、この公園は特定の公園ですよということではなくて、新たにトイレをつくったりする場合においては、どの公園であってもバリアフリー法に基づいて最大限設置を努力していくという、そういうふうな解釈でいいのでしょうか。

○ 議長（高橋正行君） まち整備課長。

〔 まち整備課長 坂本浩之君発言 〕

○ まち整備課長（坂本浩之君） 御説明申し上げます。

特定公園という形で、公園一つをとって適用というわけではなくて、公園内に整備する特定公園施設という形で適用になってくるものでございます。

○ 議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○ 議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○ 議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第23号 上里町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○ 議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 町長提出議案第24号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について

○ 議長（高橋正行君） 日程第27、町長提出議案第24号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

○ 副町長（高野正道君） 議案第24号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について。

御提案申し上げました議案第24号の上里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域主権改革に伴う水道法の一部改正により布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、水道事業を經營する全ての地方公共団体が条例で定めることにより、本案を提案するものでございます。

水道布設工事の監督技術者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、現在は政令で定めるとされている基準を条例で制定するものでございます。

それでは、各条文ごとに御説明を申し上げます。

第1条関係につきましては、この条例の趣旨を規定したもので、提案理由でも申し上げたとおり、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを趣旨とするものでございます。

次に、第2条につきましては、布設工事監督者の配置する工事を規定したものでございます。

第3条は、布設工事監督者の資格を規定したものでございます。

第4条は、水道技術管理者の資格を規定したものでございます。

以上が今回の条例の内容でございます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第24号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 町長提出議案第25号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につい

て

○議長（高橋正行君） 日程第28、町長提出議案第25号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第25号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について。

御提案申し上げました議案第25号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、公務の能率的運営を確保するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員を採用したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

この条例は、専門的な知識・経験または優れた識見を有する者の任期を定めた地方公共団体への採用を円滑化することを目的とした地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づきまして、職員の任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定め、本町においても法の趣旨を踏まえ、公務の能率的運営を確保するとともに、今回は平成25年4月から税務課におきまして徴収の専門員として採用いたしたく、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定をお願いするものでございます。

任期付職員の採用の目的をさらに詳しく申し上げますと、上里町の大きな歳入の根幹でございます町税の収納率が県内でも下位に位置している状況の中、収納率を向上させるためには、徴収経験が豊富にあります埼玉県税務事務所のOBの職員を任期付きで採用いたしまして、町税務課職員に滞納整理の知識を教えていただき、また、税務課職員と一緒に滞納事案の事務処理をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、各条文の説明ですが、第1条は趣旨でありまして、提案理由で申し上げました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に従い、条例制定の根拠並びに目的となるものでございます。

第2条の関係でございますけれども、医師や弁護士など高度の専門的な知識・経験または優れた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、あるいは専門的な知識・経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に、任期付職員を選考により採用できることを規定をしております。

第3条関係ですが、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合等の採用について規定をしております。

第4条関係ですが、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、あるいは住民の方に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時の提供体制の充実、さらに当該提供体制等の維持のため、または介護休暇や部分休業中の職員の代替として任期付短時間勤務職員を採用することができることを規定されております。

今回の任期付職員を採用する規定は、こちらの条文が根拠規定となります。滞納者への財産等の差し押さえといった滞納処分を行う等、納税指導に関する知識や経験を要する業務量が多く見込まれることを予測されたものでございます。

第5条関係ですが、任期の特例を定めております。同条に規定する特定業務等従事任期付職員の任期は、通常3年と規定されております。それを法律の規定により5年まで延長できる場合は、一定の期間内に終了が見込まれていた業務が一定の期間延長された場合であると規定をすると書かれてございます。

第6条関係ですが、任期の更新を定めており、任期を更新する場合、採用している職員に対しましてあらかじめ同意を得なければならないことを規定しております。

第7条関係ですが、第2条第1項で定める高度な専門的知識・経験や優れた識見を有する特定任期付職員の給料表を定めており、号給、給料月額については、法律と同額になっております。

第7条の2関係ですが、第2条第2項で定める高度な専門的知識・経験や優れた識見を有する者で、公務の能率的運営を確保するため一定期間採用する場合の一般任期付職員の給料関係を定めており、こちらは上里町一般職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則に基づきまして、級別資格基準表の学歴免許を適用させ、経験年数や他の職員との均衡を考慮して、昇格・昇給等の規定を準用して、町の給与条例の給料表を適用することと定めております。

次に、第8条関係ですが、3条または4条の一定期間に終了する業務や、一定期間内に業務量の増加が見込まれる業務に従事させることが公務の能率的運営確保に必要な場合等に採用される特定業務等従事任期付職員の給料表を定めております。金額につきましては、再任用職員の給料月額を準用しているところでございます。

なお、第9条関係において、任期付短時間勤務職員の給料月額について、その勤務時間に応じた給料月額になることを定めております。

第10条関係ですが、給与の適用除外について定めておりまして、特定任期付職員及び一般任期付職員については、初任給、昇格、昇給等の基準、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、

住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、そして勤勉手当を支給しない旨を規定しております。

また、特定業務任期付職員については、町の給与条例の給料表を適用しないことと、初任給、昇格、昇給等の基準を適用しないこと、さらに初任給調整手当、扶養手当、そして住居手当を支給しない旨の規定をしております。

なお、特定業務任期付職員については、期末手当及び勤勉手当において、給与条例における再任用職員の部分を適用することを規定しております。

第11条関係ですが、委任関係ですが、新条例では、町長が定める旨を規定し、条例施行に関する部分の運用は規則で定めることの委任でございます。

次に、附則第1項の関係でございますが、新条例の施行期日を定めるもので、平成25年4月1日から施行する旨の規定を第1項で定めてあります。

次に、附則第2項では、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正についての規定でございます。改正に従いまして、任期付職員の勤務時間等の規定を定めてあります。

以上で、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） 1番、植原です。

一般職の任期付職員の採用等についての質問ですが、説明によりますと、県職員のOBを採用して徴収事務を行うというような説明があったかと思います。これは、指導とか差し押さえ等も行うということで、大変結構なことだと思いますが、現在の臨時職員はそのままということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

○総務課長（戸矢隆光君） 御説明申し上げます。

現在、臨時職員の納税推進員2名いるわけでございますけれども、1名が3月の末で辞めるということになっております。

以上です。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10番 沓澤幸子議員発言 〕

○10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

今回の任期付職員の採用に関しては、税務課のほうにという提案でありましたけれども、今後予測されることとしてはどういうことがあるのかというのが1点です。

そして、先ほど育児休業等に関する場合にも、というふうにありましたけれども、育休だとか産休だとか、そうした場合には代替で、今までも入っていたんじゃないかなというふうに思います。それですので、逆に、今、正規職員の採用を減らしているときで、ここ何年かはまた退職者が非常に多くて、増やしてはおりますけれども、そういうところを抑えて、そういう臨時的な部分を増やしていくということでは困るなというふうに思いますので、その辺についてお尋ねいたします。

また、期限につきましては3年ということで、延長かけても5年が限度というふうに見ていいのかどうか、同じ人については最高5年という認識でいいのかどうか、このことについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

○副町長（高野正道君） 今回、新たに任期付職員の採用等に関する条例を制定をお願いしたところでございますけれども、この内容については、先ほど申し上げたとおり、税務課の関係で、滞納整理等を専門的な立場で町の職員と一緒にやっていくということで、ある期限を決めてお願いするというものでございます。

今後の予定ということでございますけれども、今回の税務課の関係の方が入って、どのくらい効果があるというんでしょうか、また、場内の職員との調整とかございますので、そういうものを見ながら考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。具体的には、想定されるのは、例えば新しく税のシステムですとか住基のシステム、そういうものの大幅な入れ替えですとか、国や県の施策による事務量の増加、そういった場合については任期付職員の関係でやることも想定はされるところでございます。

しかしながら、現在、一般職の職員がおりまして、その方がですね、これから団塊の世代を中心に、ここ何年かで管理職が退職をするわけでございます。そういう意味で、今、職員の中の課題としては、経験豊富な職員がここ何年かで退職をされるということで、いい意味での引き継ぎをするということで、こういった任期付職員を採用して、若い職員の方の指導にも当たっていただくことも今後必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

雇用期間につきましては、原則１年としておりますけれども、状況においては延長ということでございますけれども、３年を目途にお願いをするというものでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） 質問の内容には答えていただいて、わかったんですけれども、再任用との関係、今後、定年、年金が65歳になっていくことによって、再任用との関係と任期付職員との関係についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（高橋正行君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

○副町長（高野正道君） 再任用の関係でございますけれども、年金の支給が年齢が上がるといことで今、地方公務員の雇用と年金との関係で、再任用制度が国等でいろいろと議論されているところでございます。その辺の状況を踏まえて、再任用についても、平成25年度でいろいろな形で議会にも提案をさせていただくようなことを考えているところでございます。

そういう中で、再任用の職員が増えてくことと、また正規の職員との関係、そして新採用職員をどうするかということでございますけれども、この辺のバランスは今後考えていかなければならないものだと思います。再任用がふえることによって新採用が減ることになりますと、トータルの中では人数は合いますけれども、町の将来の職員の年齢構成を考えますと、そういった新採用職員と現在いる職員と再任用の職員とのバランス、そういうものも考えていかなければなりませんし、今回お願いする任期付職員と臨時職員との職務分担、そういうものもこれから、今回、税務職員をお願いいたしまして、その中でいろいろと状況を判断する中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔 10 番 沓澤幸子議員発言 〕

○ 10 番（沓澤幸子君） すみません。もう1点お願いします。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例というのを改めて提出されたわけなんですけれども、これは県内ではどのぐらいこういう条例を持っているんでしょうか。

○議長（高橋正行君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

○副町長（高野正道君） この条例の制定関係でございますけれども、ちょっと細かいことまでは承知しておりませんが、埼玉県の中ではそれほど多くの市町村が定めているという

ことはないようでございます。幾つかの市の中でこういったことを条例の中で制定をしているということでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより町長提出議案第25号 上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 町長提出議案第26号 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例について

○議長（高橋正行君） 日程第29、町長提出議案第26号 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第26号 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例について。

御提案申し上げました議案第26号 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が平成24年5月11日付で公布となっており、1年以内での施行予定であり、概ね平成25年5月上旬ころの施行予定となっております。

特別措置法施行に伴い、第34条の定めるところにより「新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合には、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」と規定をされております。第37条において準用する法第26条の規定に基づき、対策本部に関し必要な事項を定めたいので、本案を提出するものでございます。

次に、条文の内容について御説明を申し上げます。

第1条の条例の目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定されている第37条において準用する法第26条に基づき、上里町インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員等を置くことができ、町長の任命により組織のあり方を定めたものでございます。

第3条は、本部長は、必要に応じ会議を招集することができ、出席者に対し意見を求めることなどを定めたものでございます。

第4条は、必要に応じ専門部会を置くことができる内容となっております。

第5条は、雑則として、その他必要な事項を町長である本部長が定められる内容となっております。

附則ではありますけれども、施行期日は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日から施行するものでございます。

以上で、上里町インフルエンザ等対策本部条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第26号 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 町長提出議案第27号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第31 町長提出議案第28号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 3 2 町長提出議案第 2 9 号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（高橋正行君） 日程第30、町長提出議案第27号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第31、町長提出議案第28号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第32、町長提出議案第29号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。なお、議案第27号から議案第29号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案を申し上げました議案第27号、議案第28号、議案第29号 上里町公の施設の指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

初めに提案理由ですが、上里町勤労者総合文化センター、上里町神保原駅東駐車場及び上里町神保原駅北自転車駐車場、上里町老人福祉センターを指定管理者による管理を行うため指定管理者を指定したいので、本案を提出するものでございます。

指定内容について申し上げますと、初めに、上里町勤労者総合文化センターは、平成23年4月から、2年間を指定期間として指定管理者による管理運営を行っておりますが、本年3月末で指定期間満了を迎えることになります。引き続き、指定管理者による管理運営を継続的で安定的な実施を図るため、指定期間を2年間に定め平成25年度から平成26年度までの指定管理者の指定を行うものでございます。

勤労者総合文化センターは、今回で7回目の指定となりますが、施設の性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

選定では、町が出資しております財団法人上里町勤労文化協会を候補予定者とし、これまでの管理運営実績などを踏まえながら、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしました。

次に、上里町神保原駅東駐車場及び上里町神保原駅北自転車駐車場につきましては、平成23年4月より指定管理者であります財団法人上里町勤労文化協会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末で指定期間の満了を迎えるものであります。引き続き、指定管理者による管理運営を安定的で継続的な実施を図るため、平成25年度から平成26年度までの指定管理者の指定を行うものでございます。

神保原駅東駐車場及び神保原駅北自転車駐車場は、神保原駅北口に位置し、駅広場を挟んで

東西に設置されており、一体的に管理することで利用者手続の利便性や管理コストの低減が期待できることから、指定対象施設を一本化して指定するものでございます。

この施設の指定管理者の選定に当たりましては、地域活力を生かした管理運営が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手続に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

町が出資する財団法人上里町勤労文化協会を候補予定者とし、これまでの管理運営実績を踏まえ、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、上里町老人福祉センターにつきましては、平成23年4月より指定管理者であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末に指定期間が満了となります。引き続き、指定管理者による管理運営を継続的で安定的な実施を図るため、平成25年度から平成26年度までの2年間の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、地域活力を生かした管理運営が期待されることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手続に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

選定では、公共的団体であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会を候補予定者として、これまでの管理運営実績を踏まえ、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

○5番（納谷克俊君） 5番、納谷です。

議案第27号の件でお伺いしたいんですけれども、公募によらない指定管理者の候補の選定のところですか。条例の第5条のところだと思うんですが、どのあたりをもって、地域活力を利用した管理を行うことによって事業効果が期待できると考えられているのか。

もうたび重なる更新といいますか、2年置きに指定しているわけですから、何をもって財団

法人上里町勤労文化協会を指定管理者として指定することが地域活力を利用した管理を行うことによる事業効果が期待できると思われるのかを、明確にもう回答ができると思うんですけども、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

○総合政策課長（石原秀一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

御質問のとおり、手続条例の第5条に公募によらない規定のところがあるわけでございます。公募によらない場合の地域活力ということでございますけれども、財団法人上里町勤労文化協会につきましては、理事、評議員会、運営委員会等を組織しておりまして、地域の皆様方に参加をいただいていると。特に、運営委員会につきましては、町民の方に運営委員となっていて、各種イベントの開催に当たっては、それぞれ無償で運営協力をいただいているといったことで、地域の皆さんの御協力を得ながら実施をしているところでございます。

また、事業計画におきましても、地域との密着ということでございまして、それぞれの事業において、各音楽団体、芸能団体等のフェスティバルとか音楽祭をですね、自主的な地域の活動を支援する活動を行いながら、地域の活力に資しているというところでございまして、こういった点を理由といたしまして、公募によらないものとしているところでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

○5番（納谷克俊君） 明確な回答、ありがとうございました。

第4次上里町行政改革大綱実施計画においても、各施設、住民サービスの向上で指定管理者の活用ということで、特に民間ということを考えてやっているようなんですけども、だから、毎回、上里の場合は、民間は全く考えない。民間に指定管理をするよりも、恐らく事業効果があるからということだと思うんですが、そもそも外郭団体になるんですかね。この外郭団体についても、行政改革大綱の実施計画の中で、そもそも町が設立した外郭団体の経営状況を、社会環境を踏まえて、外郭団体の役割等の見直しや経営改善を行い、外郭団体の適正化を図りますということなんです、そこを根本から、これがあって、そういった地域の方々が理事、役員になっているから、いろんな事業が無償で、ボランティアだとかお願いできて、達成できるという、何か順序が逆になっちゃっているんじゃないのかなという私は気がしているんですね。その辺からの議論というのはあるんですか、若干ずれてしまうかもしれませんが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

○総合政策課長（石原秀一君） ただいまの御質問の中でいただいた御意見、大変貴重に感じ
ておるところでございますけれども、まず財団法人の設立の経緯というのは、もう皆さん御存
じのとおりだと思います。ワープをつくって、その管理運営をするために設立した団体で
ございますので、施設があってこの団体をつくったという経緯があるわけでございます。です
ので、この団体の扱いについては、施設のあり方が議論された上で、財団の扱いをどうして
いくのかといった議論の展開が必要ではないかというふうに考えているところでございま
す。

議会のほうからも、ワープ上里と中央公民館のあり方について、いろいろ御提言をいた
いでいるところでございます。現在、庁内の中に職員で組織しております公共施設の見直し
検討委員会の中でも今、議題として議論をしているところでございます。そういった方向を
見ながら、財団のあり方についても、施設のあり方の方向が出た上で検討が必要になるの
かなという順番で考えているところでございます。

○議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第27号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決
いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第28号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決
いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第29号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 町長提出議案第30号 上里町道路線の廃止について

日程第34 町長提出議案第31号 上里町道路線の認定について

○議長（高橋正行君） 日程第33、町長提出議案第30号 上里町道路線の廃止についての件、日程第34、町長提出議案第31号 上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。なお、議案第30号から議案第31号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第30号 上里町道路線の廃止について。

御提案申し上げました議案第30号 上里町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、払い下げ申請により、上里町道路線を廃止したく本案を提出するものでございます。

上里町道路線の廃止であります。2路線につきまして起終点の変更が生じたため、一時的に廃止されるものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第31号 上里町道路線の認定について。

御提案申し上げました議案第31号 上里町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、開発行為に伴う位置指定道路の寄附、路線変更及び上里サービスエリア周辺地区整備事業による道路整備について、路線の認定をしたく本案を提出するものでございます。

上里町道路線の認定につきましては、路線数 8 路線が開発行為に伴う位置指定道路の寄附、路線変更及び上里サービスエリア周辺地区整備事業によるものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして、上里町道路線の認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第31号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 5 町長提出議案第 3 2 号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第 3 6 町長提出議案第 3 3 号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

○議長（高橋正行君） 日程第35、町長提出議案第32号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての件、日程第36、町長提出議案第33号 埼玉縣市町村総合

事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。なお、議案第32号から議案第33号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第32号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

御提案申し上げました議案第32号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、埼玉縣市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、埼玉縣市町村総合事務組合についてですが、主な事務としますと、常勤の職員に対する退職手当の事務、消防団の公務上の災害に対する補償業務や住民に対する交通災害共済に関する事務を処理しております。

今回脱退となる団体の説明をさせていただきます。

まず、久喜地区消防組合は、久喜市と宮代町を管轄とする消防組織であります。平成25年3月31日に解散することに伴いまして、埼玉縣市町村総合事務組合から脱退となります。

次に、埼玉西部広域事務組合ですが、飯能市、狭山市、日高市で構成された事務組合で、火葬場、葬祭場の事務処理や消防に関する事務処理を実施しているものになります。こちらは同組合に所属する消防職員が埼玉西部消防組合に加入することに伴いまして、脱退することが決まりました。また、加須鴻巣学校給食センター組合につきましても、解散による脱退となります。

次に、関連する内容になりますので、引き続き提案説明をさせていただきます。

議案番号、第33号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について。

御提案申し上げました議案第33号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について提案説明を申し上げます。

こちらは、埼玉縣市町村総合事務組合に新しく団体が加入するため、規約変更を要するもの

になります。新しく加入する団体は、埼玉西部消防組合と埼玉東部消防組合の2つがごさいます。

まず、埼玉西部消防組合ですが、消防の広域化に伴い、平成25年4月1日に設立される組合になりますが、構成している市は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市となります。

次に、埼玉東部消防組合は、こちらも消防の広域化に伴い、平成25年4月1日に設立される組合でごさいます。構成している市町は、加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町となり、地方公共団体の数の増加のための規約変更について協議するものになります。

2つの議案は、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することにより、地方自治法第290条の規定に基づき、埼玉県下一斉で協議するために、議会の議決を要するものでごさいます。

地方自治法の規定によりますと、一部事務組合の規約を変更するには、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要があります。

以上で、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてについての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第33号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会します。御苦労さまでした。

午後4時16分散会